

確認について

平成 25 年 3 月 21 日
日本公認会計士協会

はじめに

日本公認会計士協会では確認の取扱いについて、監査基準委員会報告書 505「確認」（以下「監基報 505」という。）を公表し、平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る監査から適用することとした。これを学校法人監査に適用するに当たり、これまで実務に広く利用されてきた学校法人会計問答集（Q&A）第 12 号「確認について」（以下「Q&A 第 12 号」という。）を見直し、新たな研究報告として公表することとした。

なお、本研究報告の公表をもって、Q&A 第 12 号については廃止することとする。

Q 1 確認手続を実施するに当たり、一般的にはどのようなことに留意すべきですか。

A 確認とは、紙媒体、電子媒体又はその他の媒体により、監査人が確認の相手先である第三者（確認回答者）から文書による回答を直接入手する監査手続をいう。

監査証拠の証明力は、情報源及び種類により影響を受け、入手される状況により異なる。監査人が確認回答者から直接受領する確認により入手した監査証拠は、一般的には学校法人が内部的に作成した証拠よりも証明力が強い。そのため、監査人が適合性と証明力のある監査証拠を入手するため、確認手続を立案し実施することは重要である。

監査人が確認手続を実施するに当たり、一般的に留意すべき事項は、以下のとおりである。

(1) 確認手続

監査人は、確認手続を利用する場合、確認手続に関連して以下のような事項について管理しなければならない。

- ① 確認又は依頼すべき情報の決定
- ② 適切な確認回答者の選定
- ③ 確認依頼の立案（確認依頼の宛先が適切であり、監査人に直接返送する旨や回答に当たっての留意事項を含む。）
- ④ 確認回答者への依頼状の送付（該当する場合には再発送等の依頼を含む。）

(2) 確認依頼の送付に対する理事者の不同意

理事者が監査人の確認依頼の送付に同意しない場合には、監査人は同意しない理由について質問し、その正当性と合理性に関する監査証拠を求めるとともに、不正リスクを含む、関連する重要な虚偽表示リスクに関する監査人の評価及びその他の監査手続の種類、時期及び範囲に及ぼす影響を評価し、代替的な監査手続を実施しなければならない。

なお、監査人は、確認依頼の送付に理事者が同意しないことに合理性がないと結論付けた場合又は代替的な監査手続から適合性と証明力のある監査証拠を入手できなかった場合、監事との連携を検討するとともに、監査基準委員会報告書 705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」に従い、監査の継続と監査意見に対する影響を判断しなければならない。

(3) 確認手続の結果

① 確認依頼への回答の信頼性

監査人は、確認依頼への回答の信頼性について疑義を抱く場合、疑義を解消するため、追加の監査証拠を入手しなければならない。

② 未回答

確認回答者が積極的な確認依頼に対して回答しない場合や回答が不十分な場合、又は確認依頼が配達不能で返送されたような未回答の場合には、それぞれの状況に応じて、監査人は、適合性と証明力のある監査証拠を入手するための代替的な監査手続を実施しなければならない。

③ 確認差異

確認依頼した情報や学校法人の記録に含まれる情報と確認回答者の提供した情報との間に差異があった場合、虚偽表示の兆候を示しているか否かを判断するために、当該事項を調査しなければならない。

(4) 消極的確認

確認回答者が確認依頼で提供された情報に同意しない場合にのみ監査人に直接回答する方法（消極的確認）から入手する監査証拠は、必ず回答することを求める方法（積極的確認）から入手する監査証拠と比べ証明力が弱い。したがって、監査人は、以下のすべてに該当しない限り、アサーション・レベルで評価した重要な虚偽表示リスクに対応するための単独の実証手続として、消極的確認を利用してはならない。

① 監査人が、重要な虚偽表示リスクを低いと評価し、アサーションに関連する内部統制の運用状況の有効性に関して十分かつ適切な監査証拠を入手したこと。

② 消極的確認の対象となる項目の母集団は、多数の少額で同種な勘定残高、取引又は条件から構成されていること。

③ 確認差異の割合が非常に低く予想されていること。

④ 消極的確認の相手先が確認依頼を無視するであろう状況や条件の存在を監査人が認識していないこと。

(5) 入手した証拠の評価

監査人は、確認手続の結果、適合性と証明力のある監査証拠が入手できたか、又は追加的な監査証拠の入手が必要であるかについて、評価しなければならない。

Q 2 確認手続を行うべき情報（対象）には、どのような項目がありますか。また、確認手続の結果、未回答の場合にはどのようなことに留意すべきですか。

A

- (1) 監査人が実証手続の立案に当たり、評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクや対象の重要性を勘案し、監査人の判断により監査手続を行うべき情報（対象）が決められる。実施項目の例示は次のとおりである。

（例）

- ・預金
- ・借入金
- ・他に保管されている有価証券
- ・未収入金
- ・貸付金
- ・他に保管されている棚卸資産
- ・学校債
- ・支払手形
- ・未払金

上記以外についても監基報 505 で取り扱われていない顧問弁護士に対する確認など、その学校法人の状況により、確認手続を実施すべきかどうか十分に検討する必要がある。

授業料の未収入金や学校債など確認先が個人であるため確認手続を実施することが難しい場合の実施の要否は監査人の判断に委ねられることになる。

なお、収益事業の計算書類の項目についても確認の対象となるので、留意する必要がある。

また、積極的確認の回答を必要とする状況には、以下の場合がある。

- ・理事者のアサーションを裏付けるため利用可能な情報が、学校法人外部でのみ入手可能である場合
- ・理事者が内部統制を無効化するリスク、又は教職員や理事者が関与した共謀のリスクなど、特定の不正リスク要因があり、監査人が学校法人から入手する監査証拠に依拠できない場合

- (2) 確認手続の結果、未回答の場合にはそれぞれの状況に応じて、監査人は、適合性と証明力のある監査証拠を入手するための代替的な監査手続を実施する必要がある。監査人が実施する代替的な監査手続の例示には、以下が含まれる。

（例）

- ・未収入金残高に関しては、回収状況の検討、関連書類との突合
 - ・未払金残高に関しては、支払状況の検討、又は納品書、請求書等の記録の調査
- 代替的な監査手続の種類及び範囲は、検討対象となっている勘定とアサーションにより判断する必要がある。

Q 3 日本私立学校振興・共済事業団に対して行う確認手続を実施するに当たり、どのようなことに留意すべきですか。
--

A 日本私立学校振興・共済事業団に限らず、公的機関だからという理由で確認を省略し

てよいということにはならない。

日本私立学校振興・共済事業団については、同事業団との申合せにより、確認依頼状の回答欄には残高が記載されず、当該回答書とともに同事業団発行の残高証明書が監査人宛てに返送されることになっている。したがって、同事業団への確認に関してはその残高証明書を回答書として取り扱うこととなる。

なお、監査人宛て返信用封筒の表には残高証明書在中の旨と日本私立学校振興・共済事業団が各学校法人に付した6桁の法人番号を明記することが必要であり、さらに、学校法人名を記載することが望ましいことに留意すべきである。

Q 4 学校法人名義の口座以外の、例えば、後援会、PTA、OB 会、クラブ、同好会名義の口座についても確認手続を実施すべきですか。

A 確認の対象とすべき口座は、学校法人名義の口座以外にもあり、後援会、PTA、OB 会、クラブ、同好会等学校法人とは別の団体の口座であっても、学校法人会計において預り金として会計処理している場合には対象となる。

また同様に、科学研究費補助金口座など学長名とすることが指定されている口座のほか、部活動やクラス費等に係る口座で学校法人の管理下に置かれている口座がある場合も対象となる。

なお、学校法人会計において預り金として処理すべきか否かについては、別途留意が必要である。

Q 5 寄付金収入を検証するに当たり、確認手続を実施すべきですか。

A 寄付金収入について、重要な虚偽表示リスクが高いと評価し、それに対応する強力な監査証拠を入手する必要があると判断した場合には、確認手続の実施を検討する必要がある。

例えば、リスク評価手続において、監査人が留意すべき重要な虚偽表示リスクを示す状況として、「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準を満たす必要がある場合の寄付により、寄付金を仮装する動機が働く状況」が挙げられる。

このような状況が存在し、寄付金収入の過大計上（寄付金の仮装）が特別な検討を必要とするリスクであると判断した場合、リスク対応手続として証明力の強い監査証拠を入手するため確認手続の実施を検討することとなる。

具体的には以下のケースが考えられる。

- ・寄付金の額が例外的に多額であると判断し、寄付者に確認手続を実施する。
- ・リース物件を現物寄付に仮装する可能性があるとして判断し、リース会社に未経過リース債務残高及びリース資産の確認手続を実施する。
- ・建設中又は新築の建物を現物寄付と仮装する可能性があるとして判断し、建設会社にこれらの工事に係る契約や債務額の確認手続を実施する。

また、寄付金収入については、関連当事者や関係する団体等（後援会、PTA、関係する財団法人や宗教法人、教職員等）を経由した寄付金収入の過小計上（寄付金の隠蔽）

が特別な検討を必要とするリスクとなる場合がある。この場合には、監査人の判断によって、関連当事者や関係する団体等の同意・協力を得て、寄付者に対して確認手続を実施することが有効となるケースが考えられる。

Q 6 確認手続を実施するに当たっての具体的な様式や内容を示してください。
--

A 項目別には次のような例が考えられる。

また、監基報 505 では取り扱われていない弁護士に対する確認を行う場合の様式についても、併せて例示する。

なお、監査人が監査法人の場合、回答の宛先は監査法人となる。

（別紙 1）銀行等に対する確認

（別紙 2）銀行等に対する確認（保管有価証券）

（別紙 3）証券会社に対する確認

（別紙 4）債権・債務等の確認

（別紙 5）弁護士に対する確認

以 上

(別紙1)

【貴行用】 【返信用】

No. _____
平成 年 月 日

住 所

学校法人名

届 出 名

印

御中

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、当学校法人の会計監査に当たり、〇〇公認会計士事務所は、平成 年 月 日現在（確認基準日）における当学校法人の貴行に対する取引残高等の確認を望んでおります。

つきましては、下記事項に関しご記入ご証明の上、一通を同封の返信用封筒にて、直接、〇〇公認会計士事務所宛平成 年 月 日()までにご返送くださいますよう、お願い申し上げます。ご記入に当たっては、確認書末尾の「ご記入上の注意」をご参照ください。また、確認書記載内容の一部又は全部につき貴行所定の様式がある場合には、当該部分について本状とともに該当の書類をご返送くださいますようお願い申し上げます。

なお、当座勘定照合表(平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)の同封をお願い申し上げます。

敬 具

確 認 書

平成 年 月 日

〇〇公認会計士事務所 御中

銀 行 名

印

責任者名

印

当行と _____ との平成 年 月 日現在における取引残高、契約内容等は、下記のとおりであることを証明いたします。

記

1. 預金等残高（外貨預金及び金取引等を含む）

種 類	金 額	種 類	金 額
当 座 預 金	円	貸 付 信 託	円
普 通 預 金		別 段 預 金	
通 知 預 金		定 期 積 金	
定 期 預 金			
金 銭 信 託			

左のうち、担保差入その他
引出制限のある預金等
該当 有 ・ 無
種類 _____
金額 _____

2. 特定金銭信託及び指定金外信託（ファンドトラスト）の信託元本残高

種 類	契約番号	元本残高	担保差入、引出制限の有無	直近信託決算日	同日の時価
			有・無		
			有・無		

上記の信託資産にデリバティブ取引残高が含まれる場合、その概要及び時価

3. 現先取引残高

銘 柄	数量	当 行 の 売買の別	約定日	受 渡 日		単 価		金 額	
				スタート	エンド	スタート	エンド	スタート	エンド
		売・買				円	円	円	円
		売・買							

4. 貸付金残高及び当座貸越残高

種 類	金 額	貸付日	返済期日	利率	最終利払日	担保物件又は保証人
	円			%		

5. 割引手形残高 _____ 枚 _____ 円 担保物件又は保証人

6. 取立依頼手形残高（輸出手形を含む） _____ 枚 _____ 円

7. 担保として預かっている手形残高 _____ 枚 _____ 円

8. 支払承諾見返勘定

(1) 支払保証残高（当行が学校法人の債務などについて保証している残高）

種類	保証限度額	保証残高	担保物件又は保証人	種類	保証限度額	保証残高	担保物件又は保証人
	円	円			円	円	

(2) 信用状未使用残高 _____ (3) その他 _____

9. 債務保証の受入残高（当行の取引先に対する学校法人の支払保証などの残高）

債 務 者 名	保 証 限 度 額	保 証 残 高	保 証 期 間	担 保 物 件	区 分
	円	円			債務保証・債務保証予約
					債務保証・債務保証予約

10. 外国為替残高

- (1) 買入外国為替 _____ (うち信用状なし) _____
 (2) 取立外国為替 _____ (3) その他 _____

11. 貸付・借入有価証券残高

種 類	銘 柄	数量 (又は券面額)	消費貸借・使用貸借の別
			消費貸借・使用貸借

12. デリバティブ取引の契約額等

(1) 市場取引

① 先物取引残高

取引市場	取扱商品	限月	売付・買付の別	約定日	約定価格	建玉 (枚数)	契約額	確認基準日の時価
			売付・買付		円		円	円

② オプション取引残高

取 引 市 場	取 扱 商 品	限 月	コール・プットの別	売付・買付の別	約定日	権利行使価格 (為替相場・利率等)	約定価格	建 玉 (枚数)	契約額	確認基準日の時価
			コール・プット	売付・買付			円		円	円

上記にかかる受入証拠金残高 _____

(2) 市場取引以外の取引

① 先渡取引 (金利先渡取引・為替先渡取引) 残高

種類	約定日	契約期間		通貨種類	当 行 の 売 買 の 別	想定元本	約定利率	決済利率	確認基準日の時価
		スタート	エンド						
					売・買	円	%	%	円

② 為替予約取引残高

通貨種類	約定日	予約期限	契約額	予約為替相場	当行の売買の別	確認基準日の時価
			円		売・買	円

③ オプション取引残高

種類	約定日	行使期限	通貨種類	コール・プットの別	当行の売買の別	契約額 (想定元本)	権利行使価格 (為替相場・利率等)	オプション料	オプション料の決済日	確認基準日の時価
				コール・プット	売・買	円	円	円		円

④ スワップ取引残高

ア. 通貨スワップ

種類	約定日	契約期間		当行の受取り残高	当行の支払い残高	確認基準日の含み損益
		スタート	エンド			
				円	円	円

イ. 金利スワップ

種類	約定日	契約期間		利息受渡日	(想 定) 元 本	当行の受取り		当行の支払い		確認基準日の含み損益
		スタート	エンド			通貨種類	利率	通貨種類	利率	
							%		%	円

⑤ その他のデリバティブ取引残高 (上記①～④に類似する取引又は複合取引)

種類	約定日	取 引 の 概 要	契約額・想定元本	確認基準日の時価
			円	円

上記にかかる受入証拠金残高 _____

13. その他

【ご記入上の注意】① 上記記入欄に詳細を書ききれない場合は、別紙に記入の上、添付してください。② **該当のない箇所については、該当のない旨明示してください。** ③ 外貨建については、当該通貨にて記入してください。④ 貴営業店を窓口として、貴行本部にて記帳されている取引 (他の代表者又は代理人の名義による取引を含む。) 等についても回答してください。⑤ 貴行と学校法人 (他の代表者又は代理人の名義による取引を含む。) との間において、上記以外に、現在、学校法人に対して有する請求権、将来、学校法人の負担が生じる可能性を有する契約等がある場合には、その内容について「13. その他」の箇所に記入してください。

以 上

(別紙2)

【貴行用】 【返信用】

No. _____
平成 年 月 日

住 所

学校法人名

届 出 名

御 中

印

保管有価証券確認ご依頼の件

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当学校法人の監査に当たり、〇〇公認会計士事務所は、平成 年 月 日現在、貴行によって保管されている当学校法人所有の有価証券につき下記事項の確認を望んでおります。つきましては、ご多忙中誠に恐縮ですが、回答欄(余白不足の場合は別紙)にご記入の上、同封の返信用封筒にて平成 年 月 日()までに〇〇公認会計士事務所宛、直接ご返送くださいますようお願い申し上げます。また、確認書記載内容につき貴行所定の様式がある場合には、本状とともに該当の書類をご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

確 認 書

平成 年 月 日

〇〇公認会計士事務所 御 中

銀 行 名

印

責任者名

印

平成 年 月 日現在、_____所有の下記の有価証券を、当行で保管していることを確認いたします。

記

種 別	1 保護預け	2 担保提供	3 不所持申出	4 株券不発行	5 単位未満登録株
	6 その他()				
種別番号	預入年月日	銘 柄	株 数 又は 金 額	備	考

(別紙 3)

【貴社控】 【返信用】

No. _____

平成 年 月 日

御中

住 所

学校法人名

届 出 名

印

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、当学校法人の会計監査に当たり、〇〇公認会計士事務所は、平成 年 月 日現在における当学校法人の貴社に対する取引残高等の確認を望んでおります。

つきましては、下記事項に関しご記入ご証明の上、一通を同封の返信用封筒にて、直接、〇〇公認会計士事務所宛平成 年 月 日()までにご返送くださいますよう、お願い申し上げます。ご記入に当たっては、確認書末尾の「ご記入上の注意」をご参照ください。また、確認書記載内容の一部又は全部につき貴社所定の様式がある場合には、当該部分について本状とともに該当の書類をご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

確 認 書

平成 年 月 日

〇〇公認会計士事務所 御中

証券会社名

印

責任者名

印

当社と _____との平成 年 月 日現在における取引残高、契約内容等は、下記のとおりであることを証明いたします。

記

1. 取引残高(顧客勘定元帳残高)

勘 定 名	金 額	摘 要
立 替 金	円	
預 り 金		
信 用 取 引 保 証 金		
発 行 日 取 引 保 証 金		
債 券 先 物 取 引 証 拠 金		
株 式 先 物 取 引 証 拠 金		
オ プ シ ョ ン 取 引 証 拠 金		
そ の 他		

2. 預り有価証券等

種 類	銘 柄	数 量	区 分	摘 要

3. 現先取引残高

銘 柄	数 量	当社の売 買の別	約 定 日	受 渡 日		単 価		金 額	
				スタート	エンド	スタート	エンド	スタート	エンド
		売・買				円	円	円	円
		売・買							

4. 貸付・借入有価証券残高

学校法人に対する貸付・借入の別	銘 柄	数 量	摘 要
貸 付 ・ 借 入			
貸 付 ・ 借 入			

5. 信用取引・発行日取引建玉残高

信用取引・発行 日取引の別	約 定 日	銘 柄	当社の 売 買 の 別	数 量	単 価	金 額	確 認 基 準 日 の 時 価
信用・発行日			売・買		円	円	円
信用・発行日			売・買				

6. デリバティブ取引の契約額等

(1) 市場取引

① 先物取引残高

取引市場	取扱商品	限月	売付・買付の別	約定日	約定価格	建玉(枚数)	契約額	確認基準日の時価
			売付・買付		円		円	円
			売付・買付					

② オプション取引残高

取引市場	取引商品	限月	コール・プットの別	売付・買付の別	約定日	権利行使価格 (為替相場・利率等)	約定価格	建玉 (枚数)	契約額	確認基準日の時価
			コール・プット	売付・買付			円		円	円
			コール・プット	売付・買付						

上記にかかる受入証拠金残高

(2) 市場取引以外の取引

① 先渡取引(金利先渡取引・為替先渡取引)残高

種類	約定日	契約期間		通貨種類	当社の売 買の別	想定元本	約定利率	決済利率	確認基準日 の時価
		スタート	エンド						
					売・買	円	%	%	円
					売・買				

② 為替予約取引残高

通貨種類	約定日	予約期限	契約額	予約為替相場	当社の売買の別	確認基準日の時価
			円		売・買	円
					売・買	

③ オプション取引残高

種類	約定日	行使 期限	通貨 種類	コール・プットの 別	当社の売 買の別	契約額 (想定元本)	権利行使価格 (為替相場・利率等)	オプション料	オプション 料の決済日	確認基準 日の時価
				コール・プット	売・買	円		円		円
				コール・プット	売・買					

④ スワップ取引残高

ア.通貨スワップ

種類	約定日	契約期間		当社の受取り残高	当社の支払い残高	確認基準日の含み損益
		スタート	エンド			
				円	円	円

イ.金利スワップ

種類	約定日	契約期間		利息 受渡日	(想定) 元 本	当社の受取り		当社の支払い		確認基準日 の含み損益
		スタート	エンド			通貨種類	利率	通貨種類	利率	
							%		%	円

⑤ その他のデリバティブ取引残高(上記①～④に類似する取引又は複合取引)

種類	約定日	取引の概要	契約額・想定元本	確認基準日の時価
			円	円

上記にかかる受入証拠金残高

7. その他

ご記入上の注意

- ① 上記記入欄に詳細を書ききれない場合は、別紙に記入の上、添付してください。
- ② 該当のない箇所については、該当のない旨明示してください。
- ③ 預り有価証券等～種類欄は次の種類により、また、数量欄は各種類ごとに次の単位により記入してください。
株式：1株、債券：千円、投信：1口、CP：億円、金：グラム、外貨建：当該外貨単位
区分欄には、①保護、②信用取引代用、③発行日取引代用、④債券先物取引代用、⑤株式先物取引代用、
⑥オプション取引代用、⑦その他、の区分を記入してください。
- ④ 貴営業店を窓口として、貴社本部にて記帳されている取引(他の代表者又は代理人の名義による取引を含む。)等についても回答してください。
- ⑤ 貴社と学校法人(他の代表者又は代理人の名義による取引を含む。)との間において、上記以外に、現在、学校法人に対して有する請求権、将来、学校法人の負担が生じる可能性を有する契約等がある場合には、その内容について「7. その他」に記入してください。
- 以 上

(別紙 4)

【貴社（殿）控】 【返信用】

No. _____
平成 年 月 日

住 所

学校法人名

御中

責任者名

印

残高確認ご依頼の件

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当学校法人の監査に当たり、〇〇公認会計士事務所は、平成 年 月 日現在における当学校法人の貴社（殿）に対する債権債務等の金額につき確認を望んでおります。つきましては、ご多忙中誠に恐縮ですが、下記の金額等について照合され、確認書にご記入の上、同封の返信用封筒にて平成 年 月 日()までに〇〇公認会計士事務所宛、直接ご返送くださいますようお願い申し上げます。

もし、ご照合の結果、金額等に相違がありましたら、確認書備考欄(又は別紙)に相違の原因等についてご説明いただければ幸甚に存じます。

なお、本状は、貴社（殿）に対する支払の請求ではありませんので、念のため申し添えます。

敬 具

残 高 確 認 書

平成 年 月 日

〇〇公認会計士事務所 御 中

住 所

貴 社 名

印

責任者名

印

平成 年 月 日現在の、 _____ に対する残高は下記のとおりであることを確認いたします。

照 会		回 答	
項 目	金 額	項 目	金 額

備 考

(別紙5)

No. _____
平成 年 月 日

弁護士 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所

学校法人名

責任者名 _____ 印

訴訟事件等に関する確認書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当学校法人の会計監査に当たり、〇〇公認会計士事務所は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの会計年度及び同日以降現在に至るまでの期間における訴訟事件等に関する確認を望んでおります。

つきましては、添付用紙にご記入、ご捺印の上、同封の返信用封筒にて、平成 年 月 日()までに、直接〇〇公認会計士事務所宛ご返送くださるよう、お願い申し上げます。

なお、監査人は、平成 年 月 日に監査証明を行う予定となっておりますので、本状ご回答日以降監査証明予定日までの間に、別紙に該当する係争事件等についての新しい事実が発生した場合、あるいは別途に新たな係争事件等が発生した場合には、上記監査人宛、文書又は電話連絡により、至急ご通知賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

【記入上のお願い】

1. 貴殿が、当学校法人より相談を受けている訴訟事件等又は代理人として関与している訴訟事件等について、確認事項の(1)から(4)の各項目に分類して、それぞれ該当の有無及びこれらに対する貴殿の以下の見解等を回答欄(余白不足の場合は別紙)にご記入ください。
 - ① 訴訟事件等の概要・状況
 - ② 対応方針
 - ③ 損失が発生する可能性の程度
 - ④ 予想される損失の見込額
2. 貴殿が、当学校法人より相談を受けている訴訟事件等又は代理人として関与している訴訟事件等がない場合は、(1)から(4)の回答欄に該当なしとご記入ください。
3. なお、平成 年 月 日現在、貴殿に対します報酬等の未払(顧問料を除く。)がありましたら、(5)に併せてご記入ご回答ください。

訴訟事件等に関する回答書

〇〇公認会計士事務所御中

当法律事務所が、現在、_____より相談を受けている訴訟事件等又は代理人として関与している訴訟事件等について、下記のとおり回答いたします。

平成 年 月 日

弁護士 _____ 印

記

確 認 事 項	回 答 欄 (該当事項がない場合は「該当なし」とご記入ください。)
(1) 現在係争中の訴訟事件	
(2) 訴訟事件ではないが、賠償請求等を受けている事項	
(3) 請求を受けている国等からの更正・査定・賦課	
(4) 今後、訴訟又は賠償請求、あるいは更正、査定又は賦課が提起されるか、又はこれらに準ずる事象が発生する可能性がある事項	
(5) 平成 年 月 日現在の報酬等の未払額(顧問料を除く。)	内容() 円